

## 解体事業者の廃棄物処理業の許可要件に関する調査結果について

(本資料は、平成13年6月27日第4回中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会に資料5として提出されたものである。)

都道府県・政令市に対して、使用済自動車の解体事業者についての産業廃棄物処理業の許可要件を調査したところ、結果は別紙のとおり。

廃棄物処理法で許可要件とされている事項については、全ての都道府県・政令市で要件とされている。なお、作業場所の建家構造の義務づけ、コンクリート床面への液状物浸透防止の義務づけのように上乘せの事項を許可要件としている事例もみられる。

また、一定以上の高さの囲いの設置、フロンの回収装置の設置のように廃棄物処理法の許可要件とは別の観点からの事項を許可要件としている事例が見受けられる。

### < 参照条文 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

（産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第十条 法第十四条第三項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ（略）

ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（産業廃棄物処分業の許可の基準）

第十条の五 法第十四条第六項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ 施設に係る基準

（1）～（6）（略）

（7） 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

解体業者に係る廃棄物処理業の許可要件に関する調査結果一覧

	要件	許可要件と している自治体数	左の割合 (%)
流出防止	<u>雨水等が事前選別を行う施設の外部へ流出することを防止できる開渠その他の設備を設けること</u>	95	100
	隣接地に雨水が滞水するおそれがある場合には、これを常時、排水できる設備を設けること	27	28
	事前選別作業を行う場所には雨水がかからないような建屋構造とすること	37	40
地下浸透防止	<u>作業床面に漏れ出た液状物が地下に浸透しないように、床面の構造、材料の設計・選択を行うこと</u>	95	100
	作業床面はコンクリート構造とすること	64	67
	コンクリート構造の床に液状物浸透防止加工を施すことを求めている自治体数	14	15
	・具体的床厚を設定している自治体数 例：15cm(3自治体)、10cm(3自治体)、20cm(1自治体)	7	7
	重機類を使用する場所には鋼板製の床にすること	8	9
囲いの設置	施設の出入口には施錠可能な門扉を設けること	52	55
	施設内にみだりに人が立ち入らないように囲いを設けること	74	78
	囲いの材質として耐久性、防音性、防火性等を考慮している自治体数	29	31
	・材質を具体的に規定している自治体数 例：亜鉛引鉄板又はネットフェンス(5自治体)等	9	10
	・高さを設定している自治体数 例：1.8m(23自治体)、3m(2自治体)等	28	29
	解体物及び事前選別対象物の保管場所等に、物が落下する危険性がある場合には、落下防止用の防護網やシート等を設けること	17	18
装置設置	燃料タンクの穴開けには、ハンマー又はつるはし等を使用して燃料タンクに穴をあけるやり方には危険が伴うので、安全対策上エア・シリンダー又はこの原理を利用した機械的穴開け装置又はポンプ式抜出装置等を利用すること	4	4
その他	施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、当該施設の種類、規模に応じ、水質汚濁防止法、下水道法等による規制基準に適合する排水処理設備を設けること	49	52

注1：下線部は、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可要件に相当するもの。

注2：印は、「事前選別ガイドライン」に事前選別を行う施設において考慮すべき事項と規定されている事項